

地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員災害補償規程

制定 平成20年4月1日 規程第53号

最近改正 平成23年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 職員の業務上の災害又は通勤による災害に対する補償（以下「補償」という。）に関しては、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）に定めるもののほか、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則（以下「就業規則」という。）第68条の規定に基づき、職員の業務上の災害及び通勤による災害に対する補償を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 就業規則第2条に定める職員及び役員並びに同規則第3条第2項第3号に掲げる再雇用職員（常時勤務する者で雇用契約期間中の者）をいう。
- (2) 法人 地方独立行政法人大阪市立工業研究所をいう。
- (3) 業務 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の業務をいう。
- (4) 通勤 地公災法第2条第2項に規定する通勤をいう。
- (5) 平均給与額 地公災法第2条第4項に規定する平均給与額をいう。

第2章 補償

(療養補償)

第3条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合においては、療養補償として必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給する。ただし、補償を受けるべき者が、同一の事由につき、地公災法第26条及び同法第27条の規定により補償を受ける場合においては、その補償の限度において、この規程による療養補償を行わない。

(休業補償)

第4条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、療養のため勤務することができない場合において、給与を受けないときは、その勤務することができない期間につき、平均給与額に相当する金額を休業補償として支給する。ただし、地公災法第28条ただし書に規定する場合には、その該当する期間については、休業補償は行わない。

- 2 前項により休業補償を受ける職員が地公災法第28条の規定による休業補償及び同法第47条の規定により休業補償に相当する給付を受ける場合は、当該休業補償の額（同法附則第8条第2項の規定に基づき休業補償を受ける場合にあっては、同条同項の規定の適用がないものとして同法第28条の規定により算定した休業補償の額）及び給付の額の合計額を減額して前項の休業補償を支給する。

(傷病補償年金)

第5条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、その状態が継続している期間、1年につき平均給与額に365を乗じて得た額に相当する金額を傷病補償年金として支給する。

- (1) 当該負傷又は疾病が治っていないこと
 - (2) 当該負傷又は疾病による傷病の程度が、地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第2に掲げる第1級から第3級までの等級に該当すること
- 2 前項により傷病補償年金を受ける職員が地公災法第28条の2の規定による傷病補償年金及び同法第47条の規定により傷病補償年金に相当する給付を受ける場合は、当該傷病補償年金の額（同法附則第8条第1項の規定に基づき傷病補償年金を受ける場合にあっては、同条同項の規定の適用がないものとして、同法第28条の2の規定により算定した傷病補償年金の額）及び給付の額の合計額を減額して前項の傷病補償年金を支給する。

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は行わない。
（傷病補償年金の支給期間）

第6条 傷病補償年金の支給は、支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、支給を受ける権利が消滅した月で終わるものとする。

（休業補償及び傷病補償年金の制限）

第7条 職員が故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより、業務上の負傷若しくは疾病、通勤による負傷若しくは疾病若しくはこれらの原因となった事故を生じさせ、又は業務上の負傷若しくは疾病、通勤による負傷若しくは疾病の程度を増進させ、若しくはその回復を妨げたときは、その者に係る休業補償又は傷病補償年金はその全部又は一部を行わないことができる。

（支払の調整）

第8条 地公災法第28条の2の規定による傷病補償年金又は同法第47条の規定による傷病補償年金に相当する給付（以下本項において「法に基づく給付」という。）の額を増額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として改定前の法に基づく給付の額が支払われたことにより、第5条の規定による傷病補償年金が、同月以後の分として当該改定により増額すべきであった法に基づく給付の部分に相当する額を減額しないで支払われたときは、当該傷病補償年金の当該減額すべきであった部分は、その後に支払うべき傷病補償年金の内払とみなすことができる。

2 同一の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病（次項において「同一の傷病」という。）に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に関し、休業補償を受けている者が傷病補償年金を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなった場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金の内払とみなす。

第3章 補償の手続

（補償の請求）

第9条 この規程による補償（現に受けている補償の額の変更を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、法人に補償の請求をしなければならない。

2 前項の請求にあたっては、当該職員が療養のため勤務することができないことを証明することができる書類その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。

3 補償を受けるべき者が、事故その他の理由により、自ら補償の請求その他の手続を行うことが困難である場合には、理事長は、その手続を行うことができるよう必要な措置を講じなければならない。

（補償の審査）

第10条 法人は、前条の請求を受理した場合には、これを審査したうえ、補償に関する決定

を行わなければならない。

- 2 法人が、前項の決定をするにあたっては、地公災法の規定により職員の業務上の災害及び通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠するものとする。
- 3 法人は、前項の決定を行った場合においては、その内容を速やかに請求者に書面で通知するとともに、その決定に基づく補償を行わなければならない。

第4章 雑則

(損害賠償との調整等)

第11条 法人が民法(明治29年法律第89号)その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合において、当該損害賠償の原因となる事由について、この規程による補償を行う場合は、当該損害賠償(この規程による補償価格が当該損害賠償価格を下回る場合は、当該損害賠償のうち補償価格に相当する部分)の履行として行うものとする。

- 2 前項の場合において、この規程による補償を受けるべき者に対して、法人が民法その他の法律による損害賠償を行ったときは、法人は、その価額の限度においてこの規程による補償を行ったものとする。

第12条 法人は、補償の原因である災害が第三者の行為によって生じた場合において、この規程による補償を行ったときは、その価額の限度において、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

- 2 前項の場合において、補償を受けるべき者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償を受けたときは、法人は、その価額の限度において補償の義務を免れる。

(補償を受ける権利)

第13条 職員が離職した場合においても、この規程による補償を受ける権利は、影響を受けない。

- 2 この規程による補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることはできない。

(受給権の行使期間)

第14条 この規程による補償を受ける権利は、2年(遺族補償については5年)以内に行使しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(遺族補償の暫定措置)

- 2 業務上死亡し、又は通勤により死亡した職員の遺族が地公災法第36条の規定による遺族補償一時金を受ける場合において、その額が平均給与額の1,000日分に達しないときは、当分の間、この規程によってその達しない額に相当する額の補償を行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。